

# バイオマス発電に関する 規制制度改革 説明資料

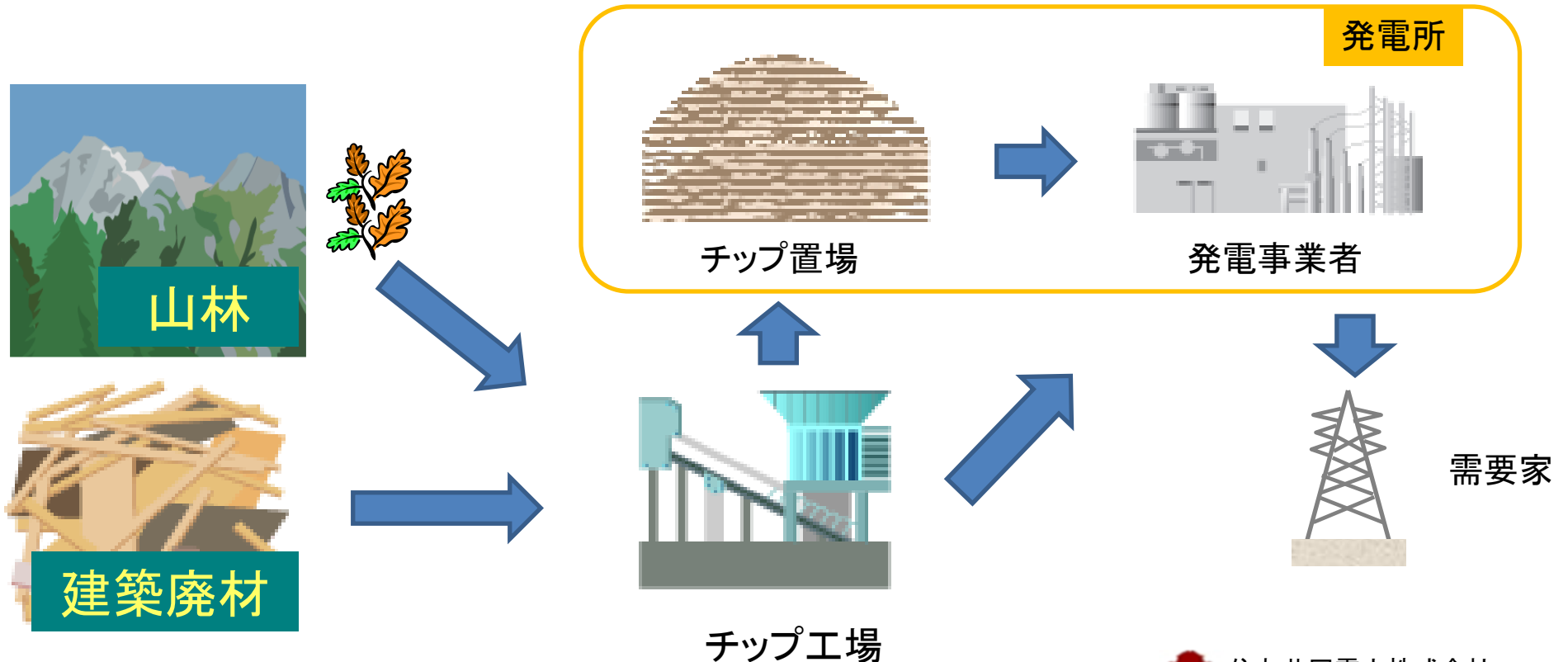
2012年11月

住友共同電力株式会社

# バイオマス発電の特徴

＜自然エネルギーのなかのバイオマスの特徴＞

- 廃棄あるいは放置されているバイオマスを発電の燃料として有効利用。循環利用により環境にやさしい再生可能エネルギーの一つである。
- バイオマス発電では、他の自然エネルギーと異なりエネルギー源(燃料)の調達や運搬にコストが発生する。そのため発電所を建設するためには、燃料発生地点近辺で、チップ置場など燃料貯蔵も含めた一定規模の土地を手配する必要がある。



# 工場立地法に関する要望

環境負荷の高い製造業の適正な立地を目的に制定されたもの。

当時バイオマス発電のような業態は想定されていなかった。

## 問題点

- バイオマス発電は環境ビジネスでありながら発電所敷地面積の15%以上(工業地域:自治体により必要面積は異なる)を「緑地及び緑地以外の環境施設」にしなければならない。

(川崎バイオマスでは生産施設の約2倍の緑地が必要)

- 生産設備以外の太陽光発電設備は、環境設備として面積に含むことができるよう緩和されている。同じ再生可能エネルギーであるバイオマス発電は今のところ緩和はなし。

## 要望

- 再生可能エネルギーの導入促進のため、バイオマス発電への緑地率の緩和もしくは撤廃



# 【参考】専らバイオマス発電所内で使用する 車両の軽油引取税の撤廃

## 軽油引取税について

- 軽油引取税は、揮発油税との均衡を保つため道路整備への目的税として導入された。当時から政策的に特定用途には課税免除されている。現在普通税に変更されたが、特定用途の一部は特例措置として免除が延長されている。

## 要望理由

- バイオマス発電では、構内で燃料の移動・運搬が必要
- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギー政策上必要不可欠であり、経費軽減政策は導入促進に有効
- 発電所構内での使用のため、バイオマス発電の用途に限定が可能。
- 公共道路の使用もなく、当然構内道路整備は事業者費用であることから、元々の導入された目的にも適合しない。



## 要望

バイオマス発電所構内での、燃料他運搬動力用軽油の引取税の免除



# バイオマス関連の規制・制度改革進捗状況(1/3)

## (平成24年7月1日時点)

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	評価	問題意識
23	バイオマス発電燃料の普及促進のための判断事例の整理・周知	①バイオマス発電の普及促進の観点から、地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた事例を全国の自治体から幅広く収集・整理し、各自治体の判断に資する事例集を作成し、周知する。特に、バイオマス発電燃料については、有価物性の判断が難しいものや流通実績が少ないものもあり得ることに留意し、事例の収集・整理を行う。	平成24年度措置	環境省	地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた判断事例を全国の自治体から幅広く収集するためのアンケート調査を進めるべく、その準備に着手したところ。	△	○平成24年度措置に向けて早期に着実な進捗を望む。
		②バイオマス発電の普及促進の観点から、本事例集をより充実した内容にすべく、必要に応じて継続的な見直しを行い、都度周知する。	平成24年度以降、順次実施				



# バイオマス関連の規制・制度改革進捗状況(2/3)

## (平成24年7月1日時点)

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	評価	問題意識
24	バイオマス発電燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化	バイオマス発電に利用されるバイオマス資源について、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合に、燃料として利用するために有償で譲り受けるバイオマス発電事業者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないことを明確化すべく検討し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	環境省	廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱を明確化するための地方自治体へのアンケート調査を進めるべく、準備に着手したところ。	△	○バイオマス発電設備の立地、利用が促進されるよう更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。 ○平成17年3月25日付け環産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の改正を行うのみと思料されるところ、地方自治体へのアンケート調査によりいかなる付加情報を得ようとしているのか不明である。



# バイオマス関連の規制・制度改革進捗状況(3/3)

## (平成24年7月1日時点)

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	評価	問題意識
25	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論	農林水産省 環境省	平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については平成24年度中に検討を開始することとしている。	△	○「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)に示された「革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト」を踏まえ、再生可能エネルギー利用の促進を図る観点からも、早期に検討を開始すべきである。

